

いわき市農業委員会第26回総会議事録

1 開催日時

令和2年5月22日(金) 13時30分から15時00分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者(33人)

(1) 農業委員(22人)

1 草野庄一	11 新妻信夫	
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直		
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

(2) 事務局(11人)

太清光	事務局長
阿部伸夫	次長
小川仁一	主任主査兼農地調査係長
草野浩平	主任主査兼農地審査係長
野木隆司	主任主査兼農政振興係長
勝沼靖	農地調査係 主査
府川将人	農地審査係 主査
坂本壮示	農地審査係 主査
石島大輔	農地審査係 主査
金成聡司	農政振興係 主査
西山諒	農地調査係 事務主任

4 欠席者(2人)

16 木幡仁一
21 和田正人

5 会議の概要

事務局 (阿部次長) 本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第26回総会にご参集を頂きましてありがとうございます。

はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

- 第26回総会議案書
 - 許可申請に係る意見及び決定理由書
 - 現地調査位置図
 - 第26回総会議案書 (追加)
 - 第26回総会議案説明書 (追加)
 - 【資料1】 第25回総会議案説明書の訂正について
 - 【資料2】 第26回総会議案説明書の訂正について
 - 【資料3】 いわき市農業委員会総会会議規則の改正について
 - 【資料4】 令和元年度業務報告書 (案)
 - 【資料5】 令和2年度加入推進活動計画 (案) について
 - 【資料6】 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案)
 - 【資料7】 共有者不明農用地等に係る制度の概要
 - 【資料8】 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
 - 【資料9】 現況届の取扱いについて
 - 【資料10】 令和3年度農業施策に関する要望事項の検討について
 - 【資料11】 令和2年度田畑売買価格等に関する調査について
 - 【資料12】 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ
- 以上、17点です。

なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、省略させていただきます。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、ご挨拶申し上げます。

草野会長 いわき市農業委員会第26回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、このような配列になりましたが、ご理解とご協力をお願いします。

皆様には、田植えなど農繁期のお忙しい中、ご参集いただき感謝

申し上げます。

今年のゴールデンウィークは、新型コロナウイルス感染症の騒ぎで、異常な事態となりました。

ただ、あの時期は、好天が続き、田植えも進んだかと思えます。

まだ田植えを終えていない方は、田植え作業を進めているかと思いますが、ここ数日は、天気も悪くなり、稲の発育が心配されるところです。

関西3府県も緊急事態宣言が解除されましたが、首都圏4都県や北海道はまだ解除されておられませんので、引き続き、感染防止に努めなければならないと感じています。

本日の総会は定例となります、農地法に係る許可申請等の審議のほか、いわき市農業委員会総会会議規則の改正など様々な審議を頂きます。

皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますようよろしくお願い致します、挨拶とさせていただきます。

事務局
(阿部次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。

議長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思っておりますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席者は、議席番号16番、木幡仁一委員、議席番号21番、和田正人委員でございます。

現在、委員24名中、22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第26回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号8番、箱崎寿正委員

9番、松本英人委員

また、書記は事務局をお願い致します。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個

議 長 (草野会長)	<p>個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。</p> <p>これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。</p> <p>また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。</p> <p>次に、会務報告を事務局よりお願い致します。</p>
事務局 (阿部次長)	<p>－総会議案書 2 ページにより会務報告－</p>
議 長 (草野会長)	<p>それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (草野係長)	<p>まず初めに、4月20日に開催されました、第25回総会の議案について、議案第6号、いわき市農用地利用集積計画についてにおいて、訂正が1件ございました。</p> <p>詳細につきましては、別添の資料1 第25回総会議案説明書の訂正について、をご確認願います。</p> <p>次に、議案第12号として、違反転用に係る追案が1件ございます。詳細につきましては、議案説明の際、担当者から説明致します。</p> <p>なお、本議案につきましては、議案第7号に関連しておりますますことから、議案第7号の前にご審議いただきたいと考えております。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。</p> <p>該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出て下さい。</p> <p>それでは、議案第1号、いわき市農業委員会会議規則の改正について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局
(野木係長)

議案書の3ページをお開き願います。
－議案第1号を朗読、審議事項を説明－
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(金成主査)

資料3をお開き願います。
それでは、議案第1号、いわき市農業委員会総会会議規則の改正
について、説明致します。

1は、前回総会でご質問いただいたオンライン会議の活用について
でございます。

市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、インター
ネット環境を利用したオンライン会議の構築を検討しております
が、本委員会の総会での活用については、(1)のとおり、ネットワー
クがLG-WAN回線を活用した行政機関専用のネットワークであること
から、スマートフォンや家庭のパソコンでの利用ができません。

(2)、汎用アプリケーションの活用については、セキュリティの問題
から導入が困難であります。

(3)、全国農業会議所及び県農業会議に確認した内容として、現時
点でオンライン会議を導入している農業委員会はなく、時間短縮な
どで対応しているということでございます。

このことから、オンライン会議の導入については、現時点では困
難な状況にあります。

2は、新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの対応につい
てでございます。

農業委員会の対応としては、マスク着用など徹底した感染拡大防
止の策を講じ、また、本日から濃厚接触を避けるため2m以上席を
離すなど、対策を強化しております。

3は、今後の対応についてでございます。

本日の総会においては、委員の皆様の間隔を2m以上空けて濃厚
接触とならない対応をとっております。

今後の総会については、これまでの対応を行って参りたいと考
えておりますとともに、委員の皆様や事務局職員に感染者や濃厚接
触者が発生した場合、総会に出席する委員の一定数に参加自粛を
求め、総会の規模を縮小することを考えております。

そのため、4として、いわき市農業委員会総会会議規則の附則に、
感染症対策の特例を設け、総会を招集する会長の判断により、出
席委員の自粛を求めることができるよう、規則の改正を求めるもの
でございます。

なお、本要請により欠席された委員については、不利益な扱いを
受けることが無いよう、配慮する旨の規定も設けております。

事務局 (金成主査)	次のページからは、附則の案文、新旧対照表でございます。説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第1号、いわき市農業委員会総会会議規則の改正については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第2号、令和元年度業務報告の認定について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	議案書の4ページをお開き願います。 －議案第2号を朗読、審議事項を説明－ お手元に、資料4「令和元年度業務報告書(案)」をご用意願います。 昨年度の当会の活動内容を取りまとめましたので、その主なものについてご説明致します。 1ページをお開きください。 当会の沿革、市の人口、面積等を記載しております。 2ページから4ページが、組織図、体制図となっております。 5ページをご覧ください。 業務の総括となります。 まず、1の「主たる会議等の開催実績」ですが、ご覧の会議を開催致しました。 2の「現地調査(議案分)の実績」ですが、ご覧のとおり、毎月実施し、合計の実施述べ日数13日間、出席農業委員述べ人数47人、調査件数310件、調査面積10,940アールでありました。 6ページをご覧ください。 3の「許認可業務の実績」であります。 (1)の「農地法に基づく権利移動等実績」ですが、農地法第3条許可等件数93件、面積2,757アール、第4条103件、952アール、第5条

事務局
(野木係長)

397件、3,480アール、合計はご覧のとおりであります。

(2)の「利用権設定等促進事業実績」ですが、合計、出し手719人、受け手247人、田の筆数2,562筆、面積26,816アール、畑等の筆数228筆、面積1,049アール、総合計はご覧のとおりであります。

7ページをご覧ください。

(3)の「農地中間管理事業実績」ですが、合計、出し手581人、受け手166人、田の筆数2,078筆、面積20,782アール、畑等の筆数215筆、面積855アール、総合計はご覧のとおりであります。

また、(4)についてもご覧のとおりであります。

8ページをご覧ください。

4の「農地利用集積の実績」であります。

令和元年度末累計の経営体数合計348経営体で、平成30年度比較42経営体増、面積合計1,988.5ヘクタールで、平成30年度比較178.5ヘクタール増となっております。

続きまして、5の「遊休農地に関する措置の実績」であります。

(1)の「利用状況調査の実績」は1号筆数3,301筆、面積245ヘクタール、2号筆数965筆、面積66ヘクタールであります。

(2)の「非農地判断の実績」は事前通知及び非農地判断、所有者等1名、筆数3筆、面積1ヘクタールであります。

9ページをご覧ください。

6の「その他の主たる事業の実績」であります。

(1)の「農地パトロール強化月間の活動実績」ですが、令和元年8月21日から令和2年3月25日まで、ご覧のとおり、農業委員及び推進委員合同による調査を実施致しました。

(2)の「農地流動化情報の発信」についてはご覧のとおりであります。

(3)の「農作業労働賃金標準額の作成」についてもご覧のとおりであります。ここで1箇所訂正をお願い致します。

48ページ参照とありますが、正しくは50ページとなります。

失礼致しました。

(4)の「農業者年金業務受託事業」ですが、加入者数23人、受給者数538人、以下、ご覧のとおりであります。

10ページをご覧ください。

(5)の「納税猶予制度の適用状況」、(6)の「主たる各種研修等の実施・参加」についてもご覧のとおりであります。

(7)の「表彰等の実績」ですが、ご覧のとおり、県の情報紙コンクールで最優秀賞、全国コンクールで優秀賞、全国農業新聞普及表彰で全国第1位となりました。

11ページをご覧ください。

事務局
(野木係長)

(8)(9)の「活動状況」についてはご覧のとおりであります。
12ページをご覧ください。

7の「印刷物等の作成・配布実績」についてですが、業務計画書、業務報告書、農業委員会だよりなど、ご覧のとおりであります。

14ページから31ページまでが、これまでの総会で報告致しました「会務報告」を会議毎にまとめたものでありますので、後程ご確認ください。

32ページから最後までが、「資料編」と致しまして、農地等に関する各種実績を取りまとめたものでありますので、こちらも後程ご確認くださいませようお願い致します。

以上であります。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。
委員の皆様から、何かご意見、ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議長
(草野会長)

ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議長
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第2号、令和元年度業務報告の認定については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第3号、令和2年度農業者年金加入推進活動計画（案）について、事務局の説明を求めます。

事務局
(野木係長)

議案書の5ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】。

お手元の資料5をご覧ください。

本年度の加入推進活動計画につきましては、5ページからの福島県農業会議等の関係団体が策定致しました「第4期中期計画における令和2年度の新規加入目標数と加入推進の取組について」に基づき、定めるものであります。

本市の加入推進活動計画については1ページから4ページのとおりであります。

主だった点のみを挙げ、説明させていただきます。

1の「今年度の加入目標人数」は3人で、うち20歳から39歳が1

事務局
(野木係長) 人、女性が1人と設定しております。
5の「加入推進強化月間の設定」につきましては、従来どおり、前期が10月から11月、後期が来年1月から2月のそれぞれ2箇月間としております。
前期及び後期の加入推進活動計画(案)の詳細は、3～4ページのとおりであります。
農業委員の皆様には、積極的に活動を行って頂きまして、より多くの農業者に接触して頂きたいと考えております。
なお、戸別訪問を行う際に必要となる啓発グッズ及び加入推進対象者名簿等につきましては、例年通り、前期強化月間の前月であります9月の総会時にお渡ししたいと考えております。
以上であります。

議 長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。
委員の皆様から、何かご意見、ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第3号、令和2年度農業者年金加入推進活動計画(案)については、原案のとおり可決致します。
次に、議案第4号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、事務局の説明を求めます。

事務局
(野木係長) 議案書の6ページをお開き願います。
【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】。
お手元に資料6をご用意願います。
この活動計画は、先日、委員の皆様へ配付致しました、「いわき市農業委員会の業務計画書」とは別に、その年の具体的な数値目標等を記して策定するものであります。
なお、この活動計画に使用しております数値については、国が公表しております「2015年農林業センサス」、同じく国が毎年公表しております「耕地及び作付面積統計」などからのもの、又は、農業委員会だけでは作成が困難な数値目標や考え方があることから市農林

事務局
(野木係長)

水産部に対して数値目標等の照会を行い、その回答をもとに作成しているものなどもございます。

また、今後、国・県との協議により軽度の変更を求められるものもありますので、その変更につきましては、事務局に一任いただきたいと思いますので、ご了承願います。

それでは、主だった点についてご説明致します。

まず、1ページ、ローマ数字「Ⅰ 農業委員会の状況（令和2年4月1日現在）」「1 農家・農地等の概要」をご覧ください。

総農家数6,248戸、うち、自給的農家数2,190戸、販売農家数4,058戸であります。

農業就業者数5,228人、うち、女性2,772人、40代以下433人であります。

認定農業者258経営体、基本構想水準到達者84経営体 などあります。

耕地面積、田5,830ヘクタール、畑1,840ヘクタール、計7,670ヘクタール、経営耕地面積以下については、ご覧のとおりであります。

なお、各数値にばらつきがありますが、その統計の基準や数値の抽出方法の違いによるものとなります。

次に、「2 農業委員会の現在の体制」についてですが、農業委員数24人、農地利用最適化推進委員数32人、その他ご覧のとおりであります。

2ページ、ローマ数字「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」
「1 現状及び課題」をご覧ください。

管内の農地面積7,670ヘクタール、これまでの集積面積1,988.4ヘクタール、集積率25.9パーセント、課題はご覧のとおりに認識しております。

「2 令和2年度の目標及び活動計画」ですが、当会の指針に基づき定めるものであり、集積面積2,770.8ヘクタール、うち新規集積面積782.4ヘクタールと設定致しました。

活動計画はご覧のとおりと致します。

次に、ローマ数字「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」
「1 現状及び課題」をご覧ください。

令和元年度の新規参入者数は10経営体、取得農地面積は6.0ヘクタールでありました。

課題はご覧のとおりに認識しております。

「2 令和2年度の目標及び活動計画」ですが、当会の指針に基づき、参入目標数7経営体、参入目標面積4.9ヘクタールと設定致しました。

活動計画はご覧のとおりと致します。

事務局
(野木係長)

3 ページ、ローマ数字「Ⅳ 遊休農地に関する措置」「1 現状及び課題」をご覧ください。

管内の農地面積7,915ヘクタール、遊休農地面積311ヘクタール、割合3.9パーセント、課題はご覧のとおりに認識しております。

「2 令和2年度の目標及び活動計画」ですが、当会の指針に基づき、遊休農地の解消面積28ヘクタール、活動計画はご覧のとおりと致します。

最後になります、ローマ数字「Ⅴ 違反転用への適正な対応」「1 現状及び課題」をご覧ください。

管内の農地面積7,670ヘクタール、違反転用面積35,040平方メートル、課題はご覧のとおりに認識しております。

「2 令和2年度の活動計画」ですが、ご覧のとおり、随時の指導及び農地パトロールの実施と致します。

以上であります。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。
委員の皆様から、何かご意見、ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議長
(草野会長)

ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議長
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第4号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第5号、農地法第3条の規定による許可処分取消願
いについて、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】。

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(府川主査)

議案説明書2ページをお開き願います。

議案第5号、農地法第3条の規定による許可処分の取消し願
いについて、でございます。

次の3ページお開きください。

事務局 (府川主査)	地図については、現地調査位置図を併せてご覧ください。 番号1番、申請地は三沢町外6筆、地目は全て田、面積は合計で4,655㎡です。 本案件は、令和2年1月24日付けで農地法第3条第1項の規定による許可を得ましたが、譲渡人に成年後見人が設定されていることが判明したため、取消し願いが提出されたものであります。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第5号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願いします。
事務局 (府川主査)	番号1番の案件について、事務局のみで現地調査を行いました、 特段問題はありませんでした。 以上、報告致します。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、 その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第5号、農地法第3条の規定による許可 処分の取消願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に ついて、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の8ページを、お開き願います。 【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	議案説明書4ページをお開き願います。 議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、 ご説明致します。 議案説明書5ページをお開き願います。

事務局 (府川主査)	<p>また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。</p> <p>番号1番から8番までは、売買による所有権の移転でございます。続きまして、番号9番は贈与による所有権の移転でございます。</p> <p>今月の3条許可面積は、田16,222㎡、畑1,457㎡、合計17,679㎡でございます。</p> <p>番号1番から9番までは、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>許可要件の詳細については、議案説明書7ページから8ページをご覧ください。</p> <p>なお、番号2番、及び3番の案件に関して、3条許可要件の一つである下限面積に達しておりませんが、番号2番に関しては、耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われている旨の例外規定が、番号3番の案件に関しては、隣接する農地等と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地に該当する例外規定が、それぞれ該当しているものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第6号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
6 番 鈴木委員	<p>議席番号6番、鈴木義直です。</p> <p>番号1番から3番の事案について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
5 番 藁谷委員	<p>議席番号5番、藁谷昭夫です。</p> <p>番号4番から8番の事案について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>続いて、事務局、お願い致します。</p>
事務局 (府川主査)	<p>番号9番の事案については、贈与による所有権移転のため事務局のみで現地を調査しましたが、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>

議 長 (草野会長)	<p>只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。</p> <p>－意見無しとの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>－異議無しとの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>ご異議無しと認め、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。</p> <p>次に、本来であれば議案第7号の審議となりますが、冒頭での事務局説明のとおり、ここで議案第12号の審議に移りたいと思います。</p> <p>議案第12号、農地法第51条第1項に該当する事案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (草野係長)	<p>別冊の追加と書かれている議案書をお開き願います。</p> <p>【議案第12号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>詳細につきましては、担当者が説明致します。</p>
事務局 (坂本主査)	<p>議案説明書（追加）をお開き願います。</p> <p>農地法第51条第1項に該当する事案について、でございます。</p> <p>本事案は、昨年9月に農地法第5条第1項の規定により許可された太陽光発電への農地転用について、当初の計画通りではなく、許可範囲を越えて太陽光パネルを設置していたものでございます。</p> <p>違反が判明した経過でございますが、農地利用最適化推進委員の農地利用状況調査により、地目が畑である当該地に太陽光パネルが設置されている、という調査報告がありました。</p> <p>これを受け、5月14日の定例的現地調査の際に現地を確認したところ、許可範囲を超えて隣接農地にまで太陽光発電設備が設置されていることを確認しました。</p> <p>事務局では、事業を実施した株式会社日本エコロジーに対し、当該案件について嚴重に注意するとともに、速やかに許可範囲を超えて設置された太陽光パネルを撤去するよう是正指導したところ、速やかに設備の撤去に着手するとの報告があり、現在撤去作業を開始しております。</p> <p>また、今回の事態に至った経緯及び再発防止策についての報告書</p>

事務局 (坂本主査)	提出を求めており、後日提出される予定となっております。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第12号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
5 番 藁谷委員	番号5番、藁谷昭夫です。 番号1番の事案について、現地を調査した結果、許可範囲を越えて太陽光発電設備が設置されていることを確認しました。 このことは、許可条件を逸脱した行為であり、速やかに、許可範囲外に設置された設備を撤去し、原状回復させる必要があると考えておりますが、先程の事務局の説明では、既に事業者には是正指導し、近日中に設備の撤去が完了するとのことでありますので、事務局には撤去完了の確認をお願いしたいと思います。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の事務局からの説明及び委員からの報告では、昨年度、転用を許可した案件について、許可範囲を超えて太陽光発電設備が設置されており、農地法違反の状況にありますが、違反状態の是正については、事務局からの指導の結果、既に無断転用の部分について、撤去を開始しており、近日中には撤去が完了する見込みとのことあります。 また、違反転用者である株式会社日本エコロジーに対しては、厳重に注意するとともに、再発防止策についての報告を求めているところであるとのことです。 このことについて、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。
13番 鈴木委員	議席番号13番、鈴木理です。 当該事案に係る、株式会社日本エコロジーは相当な申請件数があります。 大阪にある事業者ですが、市内に支店や代理店などはあるのでしょうか。
事務局 (坂本主査)	本市に支店や代理店などの事業所があるかについては、確認しておりません。

13番 鈴木委員	<p>議席番号13番、鈴木理です。</p> <p>それであれば、言葉は乱暴ですが、この案件で感じられることは、大阪なので、いわきの現状を知らず、違反行為を行なっても良いのだという認識ではなかったかと考えざるを得ません。</p> <p>これからも、この事業者が同様の行為を行う恐れがあるため、是正については、強く指導いただくよう求めます。</p> <p>農業委員会としては、今後、このような認識を持たれることがないよう、違反行為を行った事業者には許可をしないなど強いメッセージは必要だろうと考えます。</p>
事務局 (草野係長)	<p>本事案を含め、違反転用の状況にある場合は、同じ者が行う許可申請については、是正されない限り許可できない旨を伝え、指導して参ります。</p>
議 長 (草野会長)	<p>その他に委員の皆様からご意見、ご質問はございますか。</p> <p>－意見無しとの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。</p> <p>議案第12号については、違反転用と認め、現在進められており、是正措置を行うこととなります。</p> <p>これらの措置については、会長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>－異議無しの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>ご異議無しと認め、議案第12号、農地法第51条第1項に該当する事案については、会長一任とし、今後の総会において、是正状況について報告致します。</p> <p>次に、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (草野係長)	<p>議案書の9ページを、お開き願います。</p> <p>【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>詳細につきましては、担当者が説明致します。</p>
事務局 (石島主査)	<p>はじめに、議案説明書の訂正をお願いします。</p> <p>訂正の内容については、別途配布しております資料2第26回総会議案説明書の訂正について、のとおりでございますので、ご確認願</p>

事務局
(石島主査)

ます。

なお、番号2番、7番、10番、20番、33番の案件については、申請者から取下願出書の提出により、取下げとなります。

議案説明書9ページをお開き願います。

議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明致します。

配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

議案説明書10ページをお開き願います。

番号1番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は245㎡、転用目的は自己住宅敷地です。

番号3番、申請地は小名浜、登記地目は田、転用面積は3,271㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号4番、申請地は小名浜、登記地目は田、転用面積は958㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号5番、申請地は小名浜、登記地目は畑、転用面積は204㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号6番、申請地は泉町、登記地目は田、転用面積は1,136.3㎡、転用目的は資材置き場です。

番号8番、申請地は石塚町、登記地目は田、転用面積は1,118㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号9番、申請地は石塚町、登記地目は田、転用面積は1,771㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号11番、申請地は石塚町、登記地目は田、転用面積は785㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号12番、申請地は石塚町、登記地目は畑、転用面積は2,000㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号13番、申請地は石塚町、登記地目は畑、転用面積は2,202㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号14番、申請地は岩間町、登記地目は田、転用面積は7,309㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号15番、申請地は錦町、登記地目は田、転用面積は2,777㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号16番、申請地は錦町、登記地目は田、転用面積は1,923㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号17番、申請地は勿来町、登記地目は田、転用面積は716.7㎡、転用目的は駐車場です。

番号18番、申請地は川部町、登記地目は田、転用面積は810㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

事務局
(石島主査)

番号19番、申請地は川部町、登記地目は田、転用面積は751㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号21番、申請地は常磐、登記地目は畑、転用面積は1,814㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号22番、申請地は常磐、登記地目は畑、転用面積は915㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号23番、申請地は内郷、登記地目は田、転用面積は1,497㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号24番、申請地は四倉、登記地目は田及び畑、転用面積は田539㎡、畑1,150㎡、合計1,689㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号25番、申請地は小川町、登記地目は田、転用面積は1,038㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号26番、申請地は小川町、登記地目は田、転用面積は491㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号27番、申請地は小川町、登記地目は畑、転用面積は3,963㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号28番、申請地は小川町、登記地目は畑、転用面積は1,350㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号29番、申請地は小川町、登記地目は畑、転用面積は420㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号30番、申請地は好間町、登記地目は田、転用面積は559㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号31番、申請地は好間町、登記地目は田、転用面積は1,386㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号32番は工事用通路として、番号34番は工事仮設作業場としての一時転用の事案となります。

転用面積は、田29,786.00㎡、畑14,443.25㎡、合計44,229.25㎡です。

申請内容を審査した結果、番号1番、4番から6番、9番、12番、13番、16番から19番、21番から26番、28番、30番から32番、及び34番については、農地転用許可基準である立地基準及び一般基準を適正に満たしております。

番号15番、及び29番につきましては、現地調査時に資材等の搬入が確認されたことから、申請者に対して、資材等の撤去を求めています。

また、番号3番、8番、11番、14番、15番、27番につきましては、先程の議案第12号で、違反転用と認められる行為を行っている株式会社日本エコロジーが申請者となっている案件であることから、一般基準のうち、申請目的実現の確実性を判断する項目である、資力

事務局
(石島主査) 及び信用があると認められるかどうか、問題となりますが、事務局といたしましては、意見及び決定理由書のとおり、違反転用の部分について、現在、撤去している最中であり、近日中には撤去を終え、是正が完了する見込みであることから、違反が是正されていない場合とまでは当たらず、今回は資力及び信用について問題ないと考えております。

説明は以上です。

議 長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第7号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

7 番
草野委員 議席番号7番、草野久仁昭です。

番号1番、24番から31番、及び34番の事案について、現地を調査した結果、番号29番の事案につきまして、既に申請地に太陽光発電設備の資材が運び込まれている状況であり、許可にあたっては、資材が撤去されたことを確認した上で許可を出す必要があると考えます。

番号29番以外の申請地については、特段、問題はありませんでした。

説明は以上です。

8 番
箱崎委員 議席番号8番、箱崎寿正です。

番号3番から6番、8番、9番、11番から19番、及び21番から23番の事案につきまして、現地を調査した結果、番号15番につきましては既に申請地に太陽光設備の資材が運び込まれている状況であり、許可にあたっては、既に申請地に太陽光発電設備の資材が運び込まれている状況であり、許可にあたっては、資材が撤去されたことを確認した上で許可を出す必要があると考えます。

番号15番以外の申請地については、特段、問題はありませんでした。

説明は以上です。

議 長
(草野会長) 続いて、事務局、お願い致します。

事務局
(石島主査) 番号32番の事案については、一時転用のため事務局のみで現地を調査しましたが、特段、問題はありませんでした。

説明は以上です。

議 長 (草野会長) 只今の報告では、概ね問題ないが、番号15番、及び29番については、現地調査時、資材等の搬入が確認されており、撤去を確認したうえで許可すべきとの意見がありました。

また、番号3番、8番、11番、14番、15番、27番については、議案第12号で違反転用と認められている行為を行なっている株式会社日本エコロジーが申請者となっている案件であり「資力及び信用」について、判断する必要がありますが、既に是正工事を行なっており、近日中には是正完了する見込みであることから、今回の申請について「資力及び信用」は問題ないと考えているとのことでした。

これからの件について、委員の皆様からご意見、ご質問はございますか。

2番
坂本委員

議席番号2番、坂本和徳です。

番号14番の案件についてですが、当該申請地に隣接しているため池については、申請地の向かい農地でも共同で利用していると認識しています。

転用の図面にも入っていますが、転用後はどうなるのでしょうか。

事務局
(草野係長)

当該ため池については、私用のため池であると確認しております。向かいの農地への利用については、申請地向かいの地権者へも確認する必要があることから、確認のうえ報告させていただきます。

議 長
(草野会長)

その件については、事務局で、確認をお願いします。

その他に、委員の皆様から、ご質問、ご意見はございますか。

-意見無しとの声有り-

議 長
(草野会長)

ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。

議案第7号について、番号1番、4番から6番、9番、12番、13番、16番から19番、21番から26番、28番、30番から32番、及び34番については、原案のとおり可決し、番号3番、8番、11番、14番、15番、27番、及び29番については、是正を確認した上で許可することにご異議ございませんか。

-異議無しとの声有り-

議 長
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、只今の説明のとおり可決致します。

議案第8号に移る前に、5分程度の休憩を取りたいと思います。

再開は、11時とします。

(休憩 7分間)

議長
(草野会長) それでは議事を再開します。
議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長) 議案書の10ページを、お開き願います。
【議案第8号を朗読し、審議事項を説明】
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(坂本主査) 議案説明書16ページをお開き願います。
議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業変更申請についてでございます。
また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。

次の17ページをお開き願います。

それでは、説明させていただきます。

番号1番、申請地は久之浜、登記地目は田及び畑、転用面積は田2,498.17㎡、畑179.61㎡、合計2,677.78㎡、転用目的は災害防止工事のための進入路（一時転用）です。

事業計画変更の内容は、操業期間の変更で、令和元年8月26日から令和2年3月25日までのところ、令和元年8月26日から令和3年3月31日までに延長する申請が提出されたものです。

概要をご説明致します。

当該申請者は、福島県の認可を受け、山林から砂利を採取する事業に伴い、当該農地を進入路として転用許可を得ずに使用しておりました。

また、県の認可範囲を超えて砂利を採取していたことが発覚し認可が取消されたことから、山林への現状復旧をすることになり、その際、農地法第5条第1項の一時転用許可を受けましたが、山林への復旧する工事期間が延長されたことから、一時転用許可の期間を延長する申請が提出されたものです。

転用目的に変更はなく、現状の範囲のまま使用します。

本来であれば、一時転用のため事務局のみにて現地確認を行う案件ではありますが、農地法の許可を得ずに事業を行っていた案件であったため、委員立ち合いの元で現地調査を実施しております。

説明は以上です。

議 長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第8号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

7 番
草野委員 議席番号7番、草野久仁昭です。
番号1番の事案について、現地を調査しましたが、特段問題はあり
ませんでした。
報告は以上です。

議 長
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、
その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

—意見無しとの声有り—

議 長
(草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ござい
ませんか。

—異議無しとの声有り—

議 長
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第8号、農地法第5条第1項の規定によ
る許可後の事業計画変更申請について、原案のとおり可決致します。
次に、議案第9号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を
求めます。

事務局
(小川係長) 議案書の11ページを、お開き願います。
【議案第9号を朗読し、審議事項を説明】
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(勝沼主査) 議案説明書18ページをお開き願います。
議案第9号、現況確認証明願いについてでございます。
次の、19ページをお開き願います。
また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください
い。
それでは、説明させていただきます。
番号1番、申請地は小川町、公簿地目は畑、現況地目は山林でござ
います。
面積は、3,619㎡でございます。
非農地化した経過につきましては、当該地は、昭和60年代から30
年以上耕作できずにいたところ、樹木が繁茂し、山林化し、現在に
至っております。

事務局 (勝沼主査)	以上1件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されたものです。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第9号について説明がありましたが、ここで現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
7 番 草野委員	議席番号7番、草野久仁昭です。 番号1番の事案について、現地を調査した結果、特段、問題ありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第9号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第9号、現況確認証明願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第10号、いわき市農用地利用集積計画について事務局の説明を求めます。
事務局 (小川係長)	議案書の12ページを、お開き願います。 【議案第9号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書20ページをお開き願います。 議案第10号、いわき市農用地利用集積計画についてでございます。 次の21ページをお開き願います。 農用地利用集積計画第5号から7号の内容について説明致します。 第5号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する

事務局
(西山主任) 事案でございます。
実施地区は、平、四倉。
借り手7名、貸し手6名、対象筆数は田20筆、畑1筆、面積は田22,101㎡、畑231㎡となっております。
第6号は、新たに利用権（賃借権）を設定する事案でございます。
実施地区は、平。
借り手1名、貸し手1名、対象筆数は田1筆、面積は田983㎡となっております。
第7号は、新たに利用権（使用賃借権）を設定する事案でございます。
実施地区は、好間。
貸し手1名、借り手2名、対象筆数は田4筆、面積は田4,206㎡となっております。
なお、議案説明書31ページまでの農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきます。
以上、第5号から7号の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
農用地利用集積計画について、説明は以上です。

議長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第10号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

—意見無しとの声有り—

議長
(草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第10号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議無しとの声有り—

議長
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第10号、いわき市農用地利用集積計画について、原案のとおり可決致します。
次に、議案第11号、農業経営基盤強化促進法に基づく共有者不明農用地等に係る公示について、事務局の説明を求めます。

事務局
(小川係長) 議案書の13ページを、お開き願います。
【議案第11号を朗読し、審議事項を説明】
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(西山主任)

議案第11号、農業経営基盤強化促進法に基づく共有者不明農用地等に係る公示についてご審議いただく前に、本案件は、当農業委員会総会で初めてご審議いただく案件でありますので、概要を説明させていただきます。

資料7をお開き願います。

本制度は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、未相続等により共有者不明の農用地で、その2分の1以上の共有持ち分を有する者を確知することができない場合であっても、農業経営基盤強化促進法に基づき、共有持ち分を有するものがいれば、他の共有持ち分を有するものについて、農業委員会が探索を行い、公示の手続きを経て、農地中間管理機構への貸付が可能となったものです。

資料7の図を基に、手続きの流れをご説明致します。

始めに、農地の持ち分を有する者が、市町村に中間管理事業の活用を申し出を行います。

市町村では、申し出を取りまとめ、農業委員会に提出します。

農業委員会では、申し出書を元に申し出者の一覧表を作成します。

農業委員会では、申し出者の一覧表を農地中間管理機構に提出し、農地中間管理機構では、その一覧を元に、農用地利用集積計画を作成します。

この時、従来であれば、共有者の持ち分の過半の同意がなければ農用地利用集積計画を作成することはできませんでしたが、本制度改正により、市町村は農業委員会に対して、不確知共有者に関する情報の探索を要請することが可能となりました。

農業委員会では、探索の要請を受けた際に、当該農用地の登記事項証明により登記名義人を確認、登記名義人の戸籍等を確認し、登記名義人とその配偶者、及びその子の確認を行います。

なお、この範囲を超える共有者については、探索の必要はありません。

探索の結果判明した共有者で、存命の方全員の同意が得られた場合又は、判明した所在地に書面を送付しても回答が無く、不明者として確定した場合、農業経営基盤強化促進法に基づく公示が行われます。

公示期間は6か月間と定められており、期間中に異議申し立てが無い場合、不確知共有者についても同意したものとみなし、農用地利用集積計画を定めることが可能となります。

なお、探索、公示期間中に反対者が現れた場合は、資料7の図の下段のとおり、農地法に基づく手続きとなり、反対者が適切に農地を管理しないなど、条件によっては、都道府県の裁定により農地中

事務局
(西山主任) 間管理機構への可能となるものです。
以上、制度の概要説明でございます。
議案説明書33ページをお開き願います。
今回は、平地区で進んでいる農地整備事業の実施に伴い、2分の1以上の共有者を確知することができない農用地について、農地中間管理権を設定する必要があることから、市から農業委員会に対して不確知共有者の探索の要請があったものです。
番号1番、土地の所在は平、現況地目は畑、面積は43㎡です。
他8件でございます。
当該、共有者不明農用地等について、共有持ち分を有するものであって、確知できる全ての者の同意が得られたため、農業経営基盤強化促進法第21条の3に基づき公示してよいか伺います。
なお、議決を得た後は、共有者不明農用地に関する情報と、農業経営基盤強化促進法第21条の3に掲げられた事項、及び農用地利用集積計画（案）を本市農業委員会のホームページ等にて公開し、公示期間中に反対者が現れなかった場合は、改めて農用地利用集積計画について、総会で議決を求めます。
説明は以上です。

議 長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第11号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

—意見無しとの声有り—

議 長
(草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第11号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議無しとの声有り—

議 長
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第11号、農業経営基盤強化促進法に基づく共有者不明農用地等に係る公示について、原案のとおり可決致します。
次に、報告事項に移りますが、報告第1号から報告第5号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(野木係長) 議案書の14ページをお開き願います。
—報告第1号を朗読、報告事項を説明—
お手元に資料8をご用意願います。

事務局
(野木係長)

1 ページ、ローマ数字「Ⅰ 農業委員会の状況（令和2年3月31日現在）」ですが、先程の活動計画における数値のとおりですので、説明を省略致します。

2 ページ、ローマ数字「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、「2 令和元年度の目標及び実績」をご覧くださいますと、集積達成状況は76.7パーセントでありました。

その他、ご覧のとおりであります。

3 ページ、ローマ数字「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、「2 令和元年度の目標及び実績」をご覧くださいますと、参入経営体達成状況は142.9パーセント、参入面積達成状況は127.7パーセントでありました。

その他、ご覧のとおりであります。

4 ページ、ローマ数字「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」ですが、「2 令和元年度の目標及び実績」をご覧くださいますと、解消達成状況は102.9パーセントでありました。

その他、ご覧のとおりであります。

5 ページ、ローマ数字「Ⅴ 違反転用への適正な対応」ですが、「2 令和元年度実績」はご覧のとおりであり、「3 活動計画・実績及び評価」にあるとおり、随時の指導及び農地パトロールの実施をしたところであります。

6 ページ及び7 ページのローマ数字「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」、8 ページのローマ数字「Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」、「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」についてはご覧のとおりであります。

報告第1号については以上であります。

続きまして、草野係長からご説明致します。

事務局
(草野係長)

議案書の15ページをお開き願います。

－報告第2号を朗読、報告事項を説明－

議案説明書の34ページをお開き願います。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告致します。

4月は32件の届出がありました。

合計面積は、田104,839.49㎡、畑60,791㎡、合計165,630.49㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の16ページをお開き願います。

－報告第3号を朗読、報告事項を説明－

議案説明書41ページをお開き願います。

事務局
(草野係長)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告致します。

4月は10件の届出がありました。

合計面積は、田7,204㎡、畑1,190㎡、合計8,394㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の17ページをお開き願います。

－報告第4号を朗読、報告事項を説明－

議案説明書45ページをお開き願います。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告致します。

4月は8件の届出がありました。

合計面積は、田1,446㎡、畑1,988.32㎡、合計3,434.32㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の18ページをお開き願います。

－報告第5号を朗読、報告事項を説明－

議案説明書48ページをお開き願います。

農地法第18条第6項の規定による通知について、報告致します。

4月は17件の通知がありました。

合計面積は、田65,188㎡、畑2,470㎡、合計67,658㎡でございます。

以上、合意解約の通知がありましたので、報告致します。

説明は以上です。

議長
(草野会長)

以上、事務局説明のと通りの報告でありますので、ご承知願います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了致しました。

次に、その他に移ります。

まず、事務局から何かございますか。

事務局
(野木係長)

事務局から、お配り致しました資料について御説明致します。

1【資料9】現況届の取扱いについて

→説明した。

2【資料10】令和3年度農業施策の要望事項に関する検討について

→説明した。

3【資料12】新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

→周知した。

事務局
(府川主査)

4【資料11】令和2年田畑売買価格等に関する調査について

→説明した。

議 長
(草野会長)

他に、委員の皆様から何かございますか。

12番
佐川委員

議席番号12番、佐川良平です。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響で、様々な行事が中止となっておりますが、見通しや情勢はどのような状況なのでしょうか。

事務局
(太局長)

只今、把握している範囲で申し上げますが、本市農業委員会会長が定例で出席しております、福島県農業会議で実施している常設審議会については、6月末までは書面議決の対応としております。

また、全国農業会議所で通知があった内容ですが、6月末までの行事は中止となっており、そのため先ほど報告しました、農業委員会だよりの表彰については、通常、大会の席上で行われるものですが、大会も含め中止となっております。

7月以降については、現在連絡などはございませんので、状況が判明しましたら、次回総会等でお知らせしたいと思います。

議 長
(草野会長)

鈴木理県会長からは、何か情報はございますか。

13番
鈴木委員

議席番号13番、鈴木理です。

今程、佐川委員のお話のとおり、我々に案内がくるのが11月の県下農業委員会大会ですが、今のところは進めるということで、準備をしているということです。

後半年くらいありますので、今のところは中止という決定はしておりません。

議 長
(草野会長)

事務局、委員の皆様からお話があったとおり、日々状況が変わりつつある中で、事務局と相談しながら、今回は、6月総会となります。

今後、先が見えてくれば、安心して開催できることを望みながら日々、感染防止に努め、一日も早く日常が戻って欲しいものです。

県の農業委員会、浜通りを除いては、今年の7月任期を終えれば改選となりまして、併せて、県の農業会議の会長とその他理事の改選もございます。

その会議に関しては、感染防止対策を取りながら、実施するということが5月25日（月）に福島市で開催されます。

その他、日々状況に照らし合わせながら、今後も、滞りなく対応していきたいと思っておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいた

議 長
(草野会長)

します。

その他に、委員の皆様から、ご意見はございますか。

特に無いようでありますので、以上をもちましていわき市農業委員会第26回総会を閉会致します。